

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり報告する。

令和7年11月27日提出

清水町長 辻 康 裕

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月7日

清水町長 辻 康 裕

令和7年4月8日発生の公用車（スクールバス・帯広200は240）の事故による損害賠償の額を、次のとおり確定する。

1 損害賠償の額 金0円

2 賠償の相手方



3 和解の内容 和解により当方側の過失割合は10%とするものとし、相手方は今後一切の異議申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。

また、当方の過失割合10%相当額は、相手方の受け取り辞退により0円とする。